

詳細は下記の
特設ページより
ご確認ください！



<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

補助上限額
100万円

補助率
3/4

小規模事業者 持続化補助金

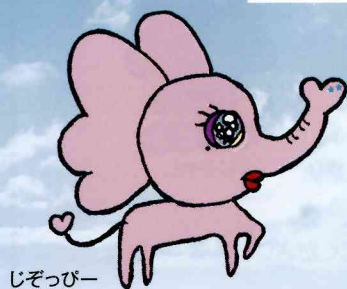
低感染リスク型ビジネス枠

受付締切

第5回 2022年1月12日(水)

第6回 2022年3月9日(水)

※締切時間は、締切当日17時まで



じぞっぴー



じぞっぴー

本補助金事業は、新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

補助対象事業者

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)

…常時使用する従業員の数5人以下

サービス業のうち宿泊業・娯楽業

…常時使用する従業員の数20人以下

製造業その他…常時使用する従業員の数20人以下

※(収益事業を行う)特定非営利活動法人も可能

申請方法

申請は、電子申請(補助金申請システム:Jグランツ)のみでの受け付けとなります。本補助金の申請には、「G Biz ID プライムアカウント」の取得が必要です。「G Biz ID プライムアカウント」の取得には、1~2週間程度要しますので、未取得の方は、予め利用登録を行ってください。

補助対象経費

機械装置等費	対人接触機会を減らすための新たな機械装置の導入費用等事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
広報費	対人接触機会を減らすための新たなビジネスやサービス、生産性プロセスの導入等の取組を広報するために要する経費
展示会等出展費	対人接触機会を減らすためのオンラインによる展示会等に出展又は商談会に参加するために要する出展料
外注費	対人接触機会を減らすための新たな事業の遂行に必要な業務の一部を、第三者に外注(請負)するために支払われる経費
感染防止対策費	業種別ガイドラインに照らして実施する必要最小限の感染防止対策費用。補助金総額1/4(最大25万円)が上限 ※緊急事態宣言の再発令による場合、補助上限額1/2(最大50万円まで)引上げ

※販路開拓を目指すための自社HPの作成等は対象外となりますので、【一般型】への申請をご検討ください。

ご相談は地域の商工会へ

清武町商工会 0985-85-0173
 田野町商工会 0985-86-0133
 宮崎市生目商工会 0985-47-6827
 佐土原町商工会 0985-73-2567
 北郷町商工会 0987-55-3639
 南郷町商工会 0987-64-1125
 高岡町商工会 0985-82-0154
 国富町商工会 0985-75-2211
 綾町商工会 0985-77-0017
 中郷商工会 0986-39-0334

三股町商工会 0986-52-2226
 山之口町商工会 0986-57-2016
 高城町商工会 0986-58-2020
 荘内商工会 0986-37-0024
 山田町商工会 0986-64-2057
 高崎町商工会 0986-62-3131
 高原町商工会 0984-42-1158
 野尻町商工会 0984-44-1221
 すき商工会 0984-48-2459
 えびの市商工会 0984-35-1544

新富町商工会 0983-33-1231
 西都市三財商工会 0983-44-5107
 西米良村商工会 0983-36-1056
 木城町商工会 0983-32-2070
 川南町商工会 0983-27-0263
 都農町商工会 0983-25-0200
 門川町商工会 0982-63-1514
 東郷町商工会 0982-69-2075
 美郷町商工会本所 0982-66-2023
 美郷町商工会南郷支所 0982-59-0106

美郷町商工会北郷支所 0982-62-5895
 諸塚村商工会 0982-65-1197
 椎葉村商工会 0982-67-2005
 延岡市三北商工会本所 0982-45-2278
 延岡市三北商工会北方支所 0982-47-2046
 延岡市三北商工会北川支所 0982-46-2039
 高千穂町商工会 0982-72-2350
 日之影町商工会 0982-87-2210
 五ヶ瀬町商工会 0982-82-0072
 宮崎県商工会連合会 0985-24-2057

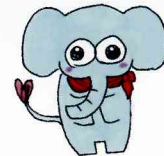


申請から受け取りまでの流れ

STEP
01

【GビズIDプライムアカウント】の取得

- ・補助金申請システム(Jグランツ)による電子申請のみ受け付けます(郵送不要)。
- ・Jグランツの利用には、GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。
- ・「暫定GビズID」での申請は行うことができません。



パオリン

STEP
02

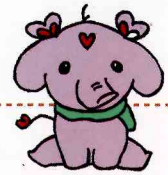
申請書の作成と電子申請

- ・小規模事業者自らが自社の経営を見つめ直し、経営計画及び補助事業計画を作成した上で行う、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する前向きな投資、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組についてJグランツにて申請します。
- ・添付書類に不備があった場合、不採択となります。ただし、申請期限に余裕をもって申請した事業者については、差し戻し処理を行い再度申請することができる場合があります。
- ・締切直前はアクセスが集中し、申請が混み合うため、申請締切の前月までに申請完了するなど、余裕を持って申請してください。

STEP
03

申請書の審査

申請内容について、外部審査員により審査します。審査には数か月を要します。



じぞやん

STEP
04

補助金の交付決定・事業の実施

- ・申請者全員に対して、審査結果をJグランツからメールで通知します。
- ・交付決定通知をJグランツで確認後、補助事業計画に沿って事業に取り組みます。
- ・事業遂行上の注意点につきましては、「公募要領」「交付規程」「補助事業の手引き」を確認ください。
- ・申請内容について、修正・確認が必要な場合、別途事務局からメールでご連絡します。

STEP
05

事業の完了・実績報告書の提出

- ・補助事業の終了後、定められた期日までにJグランツにて実績報告書等を提出します。
- ・補助金の交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がない場合には、補助金は受け取れません。

STEP
06

補助金のお受取り

補助金額が確定した後、Jグランツ上の「マイページ」から精算払請求を行います。

STEP
07

事業効果報告

補助事業終了月の翌月から1年間「事業効果等状況報告期間」の状況について報告が必要です。詳細は交付規程を確認ください。

業種別の導入例(紹介動画)

宿泊業・飲食業

ポストコロナを見据えた
テイクアウト商品の提供



建設業

デジタル化で
作業効率と生産性を向上



製造業

オーダーメイドの強みを
生かしたオンライン事業

